

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

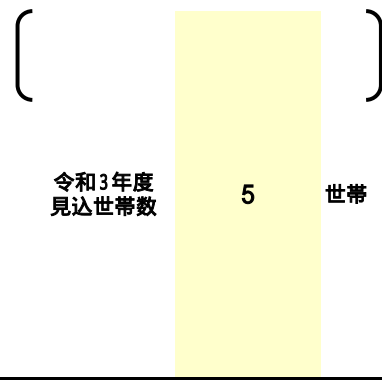
自治体名

松戸市

(都道府県: 千葉県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)		
個別事業名	松戸市結婚新生活住宅支援業務	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 令和3年度
対象経費支予定額 (注)1	18,000,000 円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け (注)2	<p>松戸市総合戦略において、「少子高齢化に対応する、特色ある自立した都市～多世代がともにいきいきと暮らすことができるまち～」を松戸市の将来像として描き、4つの基本目標のうちの1つである「子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドづくり」のため、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとともに、子育て世代にも魅力的な「東京に隣接した子育てしやすいまち」として選ばれるまちづくりを進めるため、以下のように本事業を位置づけている。</p> <p>基本目標 子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドづくり</p> <p>1 誰もが輝き、安心して結婚、出産、子育てができるまち</p> <p>(5) 多世代がゆとりある住環境で子育てができる(子育て世代向けの住宅環境の充実)</p> <p>また、松戸市は、平成21年から平成31年までの10年の間に、出生数4,316人 3,413人、出生率8.9 7.1、婚姻数3,023件 2,393件、婚姻率6.2 5.0と全てにおいて減少傾向にある。背景として、未婚化・晩婚化の進展が大きな要因であり、若年層が「出生・子育てがしにくい社会」と認識されていることが課題であると考えられる。</p> <p>そこで、松戸市の強みである「都心に近いため、子どもを産み・育てながら就業しやすいまち」といった高いポテンシャルを生かし、各種施策を講じることで、出生率の増加につなげる必要がある。</p>		
(個別事業の内容) 1. 概要	(注)3		
【補助対象要件】			
・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	(例)夫婦の合計所得が 万円未満
・年齢要件	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦ともに婚姻日における年齢が42歳以下の世帯 要件緩和分(本交付金対象外)は一般財源対応
【補助上限額】	補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。		
一般コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が60万円 要件緩和分(本交付金対象外)は一般財源対応
都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が 万円
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が 万円

個別事業の内容	【その他独自要件】			
	(補助要綱記載) ・補助金の交付を受けた日から2年以上、本市に定住する意思があること。 ・松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。			
	2. 申請見込み世帯数	60	世帯	
	都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	世帯	左記以外
	【積算根拠】			
	60件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) × 1/2(補助率) = 9,000千円 支給見込世帯数については、令和3年度の当事業による支給実績を基に算出。			
	令和3年度の支給実績は28件(一般財源対応含む)であり、申請開始後、約3ヵ月で予算上限に達したことから、令和4年度は年間80件(一般財源対応含む)の支給を見込む。			
	令和3年度は、令和3年6月～令和4年2月までの9ヵ月間を申請期間として事業実施し、令和3年6月の申請開始後、約3ヵ月で予算上限に達した。(申請総件数28件、月平均9件)。また、婚姻月の内訳を見ると、申請開始した6月が最も多く、11件であった。本事業を通年実施した場合を想定すると、11件(6月婚姻月) × 12ヵ月 = 132件が申請件数の最大値であると積算。しかしながら、令和3年度から開始したこともあり、婚姻月の実績のみでは過大に積算している可能性があるため、令和4年度は6月～8月までの3ヵ月の申請件数の平均値を基に積算した。			
	9件(月平均申請件数) × 9ヵ月(申請期間) 80件(申請見込み数) < 132件(最大申請件数予想)			
	80件(一般財源対応含む支給見込世帯数) × 0.8(夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯割合) 60件(支給見込世帯数)			
継続補助の見込	0	世帯		
対象経費支出予定額	0	円		
3. 広報の実施予定				
市広報紙や市公式SNS等、紙媒体及び電子媒体を活用した周知。 婚姻届出時のチラシ配布や市施設及び不動産業者へのチラシ配架による周知。 (各施設50枚、随時追加で補充)				



	KPI項目		単位	目標値	現状値
	少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 (注)4	結婚新生活支援事業による助成金支給件数		件	20(案)パプコメ実施時点
参考指標 (注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		%	1.23(令和2年)	
	婚姻件数		件	2,082(令和2年)	
	婚姻率		%	4.3(令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 (注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	47.1	42.9
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」		%	90	85.7
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 (注)7	千葉県ホームページ、千葉県スマートフォンアプリ及びウェブサイト「チーパス・スマイル」での広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 (注)8	不動産業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 結婚相談所運営事業者と連携し、実店舗での周知、事業者が運営する各種SNS(Twitter、Facebook、Instagram)等により、幅広く対象世帯に情報を提供する。				
委託契約の有無 優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載					
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。